

令和3年度移住促進のための空き家研修業務仕様書

1 委託業務の名称

令和3年度移住促進のための空き家研修業務

2 趣旨

移住促進には、移住者の住居等として空き家にニーズがあることが判明しているが、空き家バンクへの登録が進んでおらず、空き家の掘り起こしを進めることが重要となっている。このため空き家相談及び空き家利活用に係る市町村担当者及び地域団体を対象とした研修を行う。

3 業務内容

(1) 市町村空き家担当者研修業務

ア 対象

京都府移住促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例(平成28年京都府条例第26号。以下「条例」という。)に基づく移住促進特別区域を持つ府内16市町村の空き家関連業務担当者

イ 回数

1回(2時間程度)

ウ 内容

- ・ 空き家に関する総論(空き家の実態、空き家を関連基礎知識の研修等)

(2) 地域団体等向け空き家相談対応研修業務(基礎)

ア 対象

条例に定める移住促進特別区域を有する市町村内で空き家の掘り起こしに取り組む地域団体の代表者等

イ 定員

各回20名程度

ウ 回数・開催時間

3回(1回あたり2時間程度)

エ 研修プログラム

- ・ 空き家に関する総論(空き家の実態、空き家を関連基礎知識の研修等)

(3) 地域団体等向け空き家相談対応研修業務(応用)

ア 対象

条例に定める移住促進特別区域を有する市町村内で空き家の掘り起こしに取り組む

む地域団体の代表者等

イ 定 員

各回 20 名程度

ウ 回数・開催時間

3回（1 回当たり 2 時間程度）

エ 研修プログラム

以下のテーマに沿って、各 1 回地域団体向けの空き家の利活用に向けた研修を実施すること。

- 空き家調査・掘り起こしに関する研修（地域の空き家調査の手法や調査時の確認事項の研修）
- 空き家相談に関する研修（空き家相談に関わる法律や建築、不動産等に関する研修）
- 空き家利活用に関する研修（空き家改修・利活用事例、建築に関する研修）

（４）事業の運営・報告等

- 研修の実施に当たっては、京都府と資料や進行等について十分な調整を行うこと。
- 事業効果や参加者のニーズを把握・分析するため、研修の各回で参加者へのアンケートを実施し、結果を取りまとめて京都府に報告すること。
- 業務完了報告書については、事業の実施結果（開催日、内容、参加人数、アンケート結果等）及び事業に要した経費内訳を記載することとし、提出の事前に項目について京都府と協議し決定すること。
- 研修は京都府北部、南部地域でまんべんなく実施すること。
- 研修に係る会場の借上げ費用については、京都府が負担する。

４ その他業務の履行に当たっての留意点

- （１） 本業務の実施に当たっては、京都府と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従って業務を進めること。
- （２） 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ京都府の承諾を得たときはこの限りではない。
- （３） 本業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例（平成 8 年京都府条例第 1 号）に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- （４） その他本仕様書に定めのない事項については、京都府と協議して決定すること。